

## モバイルWi-Fiルーター利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、福岡市（以下「本市」という。）が設置する福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）の施設利用者の利便性の向上を図るため、福岡市長（以下「市長」という。）が貸出すモバイルWi-Fiルーター（以下「端末」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者及び利用場所等)

第2条 端末は、施設利用者が、利用許可を受けた施設及び時間の範囲で利用する場合に貸出すものとする。

### (端末の利用)

第3条 端末の利用は有料（1日あたり700円）とする。

- 2 端末の貸出を受けようとする者は、この規約に同意の上、事前に利用の申込みをしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合において、適当と認めたときは、端末を貸出すものとする。
- 4 端末の利用にあたり必要となる通信機器及び附属品の準備、当該通信機器の設定・操作及びセキュリティ対策は、施設利用者が行うものとする。
- 5 端末は、あらゆる環境での動作を保証するものではないため、施設利用者は、必要に応じて電波状況等の事前確認を行うものとする。
- 5 利用者は、端末の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を順守しなければならない。

### (利用者資格の停止)

第4条 施設利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止し又は取消することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と市長が判断した場合

### (禁止事項)

第5条 施設利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
  - (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する施設利用者の行為によって本市、施設利用者及び第三者に損害が生じ

た場合は、施設利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(貸出の中止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、端末の貸出を中止できるものとする。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により、端末の貸出が実施できなくなった場合
- (2) 端末の故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
- (3) その他、市長が端末の貸出の中止が必要と判断した場合

2 端末の貸出の中止により、施設利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 施設利用者が端末の利用を通じて得る情報の内容等については、市長は一切保証しないものとする。

2 施設利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

3 端末の貸出の遅滞、変更又は中止、施設利用者の通信機器のコンピューターウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他端末の利用に関連して発生した施設利用者の損害について、市長は一切責任を負わないものとする。

4 端末の利用に係る施設利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、端末を利用できない場合があっても、市長は一切責任を負わないものとする。

5 施設利用者が端末を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第8条 市長は、施設利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和3年9月6日から施行する。